

第三次岩沼市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について

P24 「3 学校における読書活動の推進」の（1）学校図書館の計画的な利用において、読書指導をはじめ、学校図書館の計画的な利用について明記しています。

本計画（素案）の中では、学校司書（司書・司書補）の役割等については記載されていますが、司書教諭については明記されていません。

児童生徒の学習での学校図書館の利用や、図書資料の選書・集書の方針決定、指導計画の調整にも関わる司書教諭について、本文で触れなくても良いのでしょうか。

P26

(8) 司書・司書補の研修の充実

司書としての専門力の向上、児童生徒への適切な対応や、図書資料の効果的な広報活動などを行うため、引き続き市民図書館で開催している「読み聞かせボランティアステップアップ講座」などの研修への参加を促進します。

(9) 校内体制の整備

具体的な読書指導を加えた図書館教育計画に基づき、全教職員が読書活動の意義を認識し、全校挙げて読書活動の推進に取り組みます。

「校内体制の整備」の項目内に司書教諭の役割を記述し、（8）と（9）を入れ替えました。

(8) 校内体制の整備

司書教諭は学校図書館教育計画等を作成し、運営や調整に努めます。全教職員で図書館教育の方針・運営等について共通理解を図り、読書活動の推進に取り組みます。各教科や総合的な学習の時間などで学校図書館を活用し、学習指導や読書指導の充実を図ります。

(9) 司書・司書補の研修の充実

司書としての専門力の向上、児童生徒への適切な対応や、図書資料の効果的な広報活動などを行うため、引き続き市民図書館で開催している「読み聞かせボランティアステップアップ講座」などの研修への参加を促進します。